

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年11月15日
【届出者の氏名又は名称】	サッポロ合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号 グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社内
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー29階 フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社
【電話番号】	03 - 6438 - 4400(代表)
【事務連絡者氏名】	フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社 ディレクター リュウ ジン
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	サッポロ合同会社 (東京都港区虎ノ門五丁目1番4号グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、サッポロ合同会社をいいます。
(注2) 本書中の「対象者」とは、ユニゾホールディングス株式会社をいいます。
(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。
(注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

- (注9) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づく財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者及び対象者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及び対象者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、対象者の各フィナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人(これらの関連者を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e - 5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらずに買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が対象者株式の買付け等の価格を変更することを決定したことに伴い、2019年8月19日付で提出いたしました公開買付届出書(2019年9月5日付、2019年9月20日付、2019年10月2日付、2019年10月17日、2019年10月25日付及び2019年11月11日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等

対象者における意思決定の過程及び理由

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した株式価値算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した特別委員会への諮問

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

その他資金調達方法

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

その後、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2019年11月11日、公開買付期間を2019年11月15日まで延長すること(以下「第5回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2019年11月11日、公開買付期間を2019年11月15日まで延長すること(以下「第5回買付条件等変更」といいます。)を決定いたしました。

この間、公開買付者は、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、対象者に対する公開買付者以外の第三者による買収提案の存在、対象者株式の直近の市場価格、対象者における独立した株式価値算定機関により算定された対象者株式の株式価値等、様々な要因を総合的に考慮(具体的には下記をご参照ください。)して、慎重に検討して参りましたが、2019年11月15日、本公開買付価格(以下に定義されます。)を4,000円から4,100円に変更することを決定いたしました。これに伴い、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正に係る本書の訂正届出書の提出日である2019年11月15日から10営業日を経過した日にあたる2019年11月29日まで延長すること(以下、上記本公開買付価格の変更と併せて「第6回買付条件等変更」と総称します。)となりました。本公開買付価格の変更に際して公開買付者が考慮した内容の概要は以下のとおりです。

— 公開買付者は本公開買付けを成立させたいという意向を引き続き有しており、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑みれば、より多くの対象者の株主の皆様の本公開買付けに応募していただくためには、本公開買付価格の引き上げが必要であること。

— 公開買付者が本公開買付けの開始に際して行った対象者の企業価値の分析や、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についての分析に変更はないこと。

— 対象者が2019年8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」によれば、対象者における独立した株式価値算定機関(株式会社KPMG FAS、ZECO0パートナーズ株式会社及びベネディ・コンサルティング株式会社の3社)がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりであること。

株式会社KPMG FAS : 3,640円-4,537円(中央値: 4,089円)

ZECO0パートナーズ株式会社 : 3,680円-4,420円(中央値: 4,050円)

ベネディ・コンサルティング株式会社 : 3,565円-4,705円(中央値: 4,135円)

(参考: 3社平均値) : 3,628円-4,554円(中央値: 4,091円)

(注) 上記「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」には、対象者における独立した株式価値算定機関がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法以外の算定手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値も掲載されていますが、当該算定手法に基づく算定結果はいずれも補足又は参考値として位置づけられているにすぎないため、本公開買付価格の変更に際して当該算定手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値は参照しておりません。下記 においても同様です。

4,100円は上記 の各株式価値算定機関により算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲内であり、かつ、中央値の平均値である4,091円を上回っていること。

本書の訂正届出書の提出日の前営業日における対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値は4,950円であるが、主に以下の理由から、対象者株式の市場株価の急激な上昇は単に一時的なものであり、対象者株式の客観的な価値を反映したものではないと考えられること。

- () 対象者が2019年9月27日及び2019年10月10日に公表した「第三者による当社買収提案に係る検討結果のお知らせ」によれば、本公開買付けの開始以降、対象者に対して、ブラックストーン・グループ(Blackstone Singapore Pte. Ltd.又はその関連会社が運用する、若しくは助言するファンドをいい、以下「ブラックストーン」といいます。)による買収提案がなされたとのことであり、さらに、対象者が2019年10月16日に公表した「ブラックストーンによる当社の同意を条件とした当社の株式を対象とする公開買付けの意向の表明に関するお知らせ」によれば、ブラックストーンは、対象者がブラックストーンによる対象者株式を対象とする公開買付け(以下「本対抗買付け」といいます。)に同意すること及びブラックストーンと対象者との間で一定の内容の合意書を締結することを条件として、1株当たり5,000円を公開買付け価格として本対抗買付けを開始する意向を有していることを株式会社PR TIMESが運営するウェブサイトにおいて公表したとのことである(但し、本対抗買付けの具体的な開始時期については触られていません。)。これにより、本対抗買付けの開始には条件が付されており、本対抗買付けを開始することの正式な決定や本対抗買付けの具体的な開始時期について開示されていないにもかかわらず、本対抗買付けがブラックストーンにより開示されたとおりの公開買付け価格で実際に行われるのではないかという期待が市場に広がったと思われること。
- () 対象者が2019年11月7日に公表した「ブラックストーンによる当社買収提案に係る協議継続のお知らせ」によれば、同日時点において、ブラックストーンは、本対抗買付けに関し対象者の同意を得ておらず、ブラックストーンと対象者との間で合意書の締結に至っていないこと。その後、公開買付者が知る限り、本書の訂正届出書の提出日現在までに、対象者又はブラックストーンにより追加の公表がなされていないことから、ブラックストーンにより設定された本対抗買付けの開始の条件は、本書の訂正届出書の提出日現在までに、いずれも満たされていないこと。
- () 公開買付者が知る限り、本書の訂正届出書の提出日現在、本対抗買付けは開始されておらず、また、ブラックストーン又は対象者から本対抗買付けを開始することの正式な決定や本対抗買付けの具体的な開始時期について開示されていないこと。したがって、公開買付者が知る限り、本対抗買付けが実際に行われるかは依然として不明であると思われること。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

() 公開買付者による対象者との協議の状況及び公開買付者における意思決定の過程等

(訂正前)

< 前略 >

その後、Fortressは、対象者との間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行いました。その結果、Fortressは、2019年8月14日、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を4,000円とすること及び下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載する内容の本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を行いました。

そして、公開買付者は、対象者との間で本取引の実施に向けた最終的な協議を行った結果、2019年8月16日に、本公開買付け価格を4,000円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

(訂正後)

< 前略 >

その後、Fortressは、対象者との間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行いました。その結果、Fortressは、2019年8月14日、第6回買付条件等変更前の、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)を4,000円とすること及び下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載する内容の本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を行いました。

そして、公開買付者は、対象者との間で本取引の実施に向けた最終的な協議を行った結果、2019年8月16日に、第6回買付条件等変更前の本公開買付け価格を4,000円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

その後、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2019年11月15日、本公開買付け価格を4,000円から4,100円に変更することを決定いたしました。

対象者における意思決定の過程及び理由
(訂正前)

< 前略 >

その後、対象者は、Fortressとの間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行ったとのことです。その結果、2019年8月14日、本公開買付価格を4,000円とすること及び下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載する内容の本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を受けたとのことです。

< 中略 >

(v) そして、本公開買付価格は、対象者がマーケット・チェックを実施し、候補者16社に確認を行い、その後、候補者を4社に絞り込み協議・交渉した後で、Fortressとの協議・交渉を経て決定されたところ、上記4社の提案価格の中で、最も高い価格であったとのことです(なお、同一の価格を提示した候補者もいたとのことです。)。そして、本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した株式算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者、HIS及び公開買付者から独立した株式価値算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)、ZECO0パートナーズ株式会社(以下「ZECO0」といいます。)及びベネディ・コンサルティング株式会社(以下「ベネディ」といいます。)から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく株式価値のレンジの範囲内に含まれており、対象者の財務状況及び経営成績並びに本中期経営計画を踏まえた対象者の企業価値に照らして妥当な価格であると考えられるとのことです。また、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して101.01%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同様とします。)、2019年7月9日までの直近1ヶ月間(2019年6月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値1,894円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)に対して111.19%、同直近3ヶ月間(2019年4月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値1,893円に対して111.30%、同直近6ヶ月間(2019年1月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値2,002円に対して99.80%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であることに照らしても、妥当な価格であると考えられるとのことです。さらに、本公開買付けには買付予定数の上限が定められておらず、公開買付けが成立すれば、応募された全ての株式について本公開買付価格による売却の機会が保証され、また、本公開買付け成立後の完全子会社化の手続においても、本公開買付価格と同額の対価が交付される会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づく株式売渡請求又は対象者株式の併合が想定されており、対象者の全株主の皆様に対して強圧性を及ぼさず、かつ、公平に株式売却の機会を提供する公平性の高いものとなっているとのことです。

なお、対象者は、本公開買付けは、HIS公開買付けと比較し、

- (a) 本公開買付価格がHIS公開買付価格よりも妥当かつ優位性があり、
- (b) 対象者が2019年7月23日及び同年8月6日に提出した意見表明報告書及び訂正意見表明報告書に記載のとおり、HIS公開買付けは買付予定数の上限が定められているものの、その上限の対象者株式をHISが取得することとなった場合には、対象者の株主総会における議決権行使比率を考慮すれば、実質的にHISが対象者の支配権を取得することになり、対象者の少数株主はHISによる対象者の経営のリスクを負うことになる一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されておらず、応募された全ての対象者株式について本公開買付価格による売却の機会を公平に保証され、強圧的な手法では全くなく、
- (c) 対象者企業価値を毀損するおそれはなく、前記のとおり、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断しているとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

<前略>

その後、対象者は、Fortressとの間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行ったとのことです。その結果、2019年8月14日、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を4,000円とすること及び下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」に記載する内容の本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を受けたとのことです。

<中略>

- (v) そして、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、対象者がマーケット・チェックを実施し、候補者16社に確認を行い、その後、候補者を4社に絞り込み協議・交渉した後で、Fortressとの協議・交渉を経て決定されたところ、上記4社の提案価格の中で、最も高い価格であったとのことです(なお、同一の価格を提示した候補者もいたとのことです。)。そして、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した株式算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、対象者、HIS及び公開買付者から独立した株式価値算定機関である株式会社KPMG FAS(以下「KPMG」といいます。)、ZECOOPARTNERS株式会社(以下「ZECO0」といいます。)及びベネディ・コンサルティング株式会社(以下「ベネディ」といいます。)から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)におけるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく株式価値のレンジの範囲内に含まれており、対象者の財務状況及び経営成績並びに本中期経営計画を踏まえた対象者の企業価値に照らして妥当な価格であると考えられるとのことです。また、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して101.01%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同様とします。)、2019年7月9日までの直近1ヶ月間(2019年6月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値1,894円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)に対して111.19%、同直近3ヶ月間(2019年4月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値1,893円に対して111.30%、同直近6ヶ月間(2019年1月10日から2019年7月9日まで)の終値単純平均値2,002円に対して99.80%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であることに照らしても、妥当な価格であると考えられるとのことです。さらに、本公開買付けには買付予定数の上限が定められておらず、公開買付けが成立すれば、応募された全ての株式について本公開買付価格による売却の機会が保証され、また、本公開買付け成立後の完全子会社化の手続においても、本公開買付価格と同額の対価が交付される会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づく株式売渡請求又は対象者株式の併合が想定されており、対象者の全株主の皆様に対して強圧性を及ぼさず、かつ、公平に株式売却の機会を提供する公平性の高いものとなっているとのことです。

なお、対象者は、本公開買付けは、HIS公開買付けと比較し、

- (a) 第6回買付条件等変更前の本公開買付価格がHIS公開買付価格よりも妥当かつ優位性があり、
(b) 対象者が2019年7月23日及び同年8月6日に提出した意見表明報告書及び訂正意見表明報告書に記載のとおり、HIS公開買付けは買付予定数の上限が定められているものの、その上限の対象者株式をHISが取得することとなった場合には、対象者の株主総会における議決権行使比率を考慮すれば、実質的にHISが対象者の支配権を取得することになり、対象者の少数株主はHISによる対象者の経営のリスクを負うことになる一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限が設定されておらず、応募された全ての対象者株式について本公開買付価格による売却の機会を公平に保証され、強圧的な手法では全くなく、
(c) 対象者企業価値を毀損するおそれはなく、前記のとおり、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断しているとのことです。

<後略>

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した株式価値算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

< 前略 >

そして、対象者は、KPMG、ZEC00及びベネディがHIS及び対象者のみならず、公開買付者からも独立した株式価値算定機関であることから、本公開買付けとの関係でも、本公開買付価格の検討を行うにあたり、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保すべく、KPMG、ZEC00及びベネディから取得した各株式価値算定書を参照することとしたとのことです。

なお、対象者は、本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。また、KPMG、ZEC00及びベネディは、対象者、公開買付者及びHISの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

そして、対象者は、KPMG、ZEC00及びベネディがHIS及び対象者のみならず、公開買付者からも独立した株式価値算定機関であることから、本公開買付けとの関係でも、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格の検討を行うにあたり、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保すべく、KPMG、ZEC00及びベネディから取得した各株式価値算定書を参照することとしたとのことです。

なお、対象者は、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。また、KPMG、ZEC00及びベネディは、対象者、公開買付者及びHISの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

< 後略 >

対象者における独立した特別委員会への諮問

(訂正前)

< 前略 >

上記検討及び協議に際して、本特別委員会は、HIS公開買付価格の妥当性をより多角的に検証するため、対象者の株式価値算定機関であるKPMG、ZEC00及びベネディとは別に、PwCアドバイザリー合同会社(以下「PwC」といいます。)を本特別委員会の株式価値の算定に関するアドバイザーとして独自に起用していましたが、本公開買付けとの関係でも、HIS公開買付けの際にPwCより受けた株式価値算定に関する助言も踏まえ、本公開買付価格の妥当性を検証したとのことです。

< 中略 >

(c) 本取引により対象者の株主に交付される対価の妥当性

()本特別委員会が独自に起用したPwCによる対象者株式価値の算定結果のレビュー報告として、DCF法を用いた株式価値算定結果に関して、対象者株式1株当たり3,444円から4,335円との報告を受けていること、()本公開買付価格は、対象者が株式価値算定機関であるKPMG、ZEC00及びベネディから取得した各株式価値算定書に基づく算定結果との関係で、DCF法による算定結果の中央値よりも高い価格であること、直近(2019年8月14日)の市場株価終値に対して、9.14%のプレミアムを加えた金額であること、本公開買付価格は、独立当事者である公開買付者と対象者との間で、真摯かつ継続的に協議及び交渉が行われた結果として決定された価格であること、本公開買付価格は、同様に独立当事者であるHIS公開買付価格を29.03%上回る価格であることからすれば、本公開買付価格、すなわち本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であると認められる。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

上記検討及び協議に際して、本特別委員会は、HIS公開買付価格の妥当性をより多角的に検証するため、対象者の株式価値算定機関であるKPMG、ZECOO及びベネディとは別に、PwCアドバイザリー合同会社(以下「PwC」といいます。)を本特別委員会の株式価値の算定に関するアドバイザーとして独自に起用していましたが、本公開買付けとの関係でも、HIS公開買付けの際にPwCより受けた株式価値算定に関する助言も踏まえ、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格の妥当性を検証したとのことです。

< 中略 >

(c) 本取引により対象者の株主に交付される対価の妥当性

()本特別委員会が独自に起用したPwCによる対象者株式価値の算定結果のレビュー報告として、DCF法を用いた株式価値算定結果に関して、対象者株式1株当たり3,444円から4,335円との報告を受けていること、()第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、対象者が株式価値算定機関であるKPMG、ZECOO及びベネディから取得した各株式価値算定書に基づく算定結果との関係で、DCF法による算定結果の中央値よりも高い価格であること、直近(2019年8月14日)の市場株価終値に対して、9.14%のプレミアムを加えた金額であること、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、独立当事者である公開買付者と対象者との間で、真摯かつ継続的に協議及び交渉が行われた結果として決定された価格であること、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、同様に独立当事者であるHIS公開買付価格を29.03%上回る価格であることからすれば、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格、すなわち本取引により対象者の株主に交付される対価は妥当であると認められる。

< 後略 >

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

8月16日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、HIS公開買付けの公表を受け、対象者の企業価値の向上と、公正な手続を通じた一般株主利益の確保を図る観点から、マーケット・チェックを実施し、Fortressを含む候補者16社に確認を行い、その後、候補者を4社に絞り込んで協議・交渉しており、本公開買付価格は、かかるマーケット・チェック及びFortressとの協議・交渉を経て決定されたものであり、本公開買付価格はHIS公開買付価格を900円上回っているとのことです。

さらに、公開買付者は、第1回買付条件等変更前の公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております(なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は34営業日に、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は41営業日に、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は51営業日に、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は56営業日に、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は60営業日に延長されています。)。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月7日(月曜日)までとなり、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月17日(木曜日)までとなり、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月1日(金曜日)までとなり、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月11日(月曜日)までとなり、その後、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月15日(金曜日)までとなります。

(訂正後)

8月16日付対象者プレスリリースによれば、対象者は、HIS公開買付けの公表を受け、対象者の企業価値の向上と、公正な手続を通じた一般株主利益の確保を図る観点から、マーケット・チェックを実施し、Fortressを含む候補者16社に確認を行い、その後、候補者を4社に絞り込んで協議・交渉しており、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格は、かかるマーケット・チェック及びFortressとの協議・交渉を経て決定されたものであり、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格はHIS公開買付価格を900円上回っているとのことです。

さらに、公開買付者は、第1回買付条件等変更前の公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております(なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は34営業日に、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は41営業日に、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は51営業日に、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は56営業日に、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は60営業日に、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は70営業日に延長されています。)。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。なお、第1回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月7日(月曜日)までとなり、第2回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年10月17日(木曜日)までとなり、第3回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月1日(金曜日)までとなり、第4回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月11日(月曜日)までとなり、第5回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月15日(金曜日)までとなり、その後、第6回買付条件等変更により、公開買付期間は2019年8月19日(月曜日)から2019年11月29日(金曜日)までとなります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2019年8月19日(月曜日)から2019年11月15日(金曜日)まで(60営業日)
公告日	2019年8月19日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2019年8月19日(月曜日)から2019年11月29日(金曜日)まで(70営業日)
公告日	2019年8月19日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

(訂正前)

株券	普通株式 1 株につき 金4,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料等に基づき、対象者の事業、国内外の不動産を中心とする保有資産及び財務の状況等に関するデューデリジェンスを行い、対象者の企業価値の分析を進めるとともに、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についても分析を進めてまいりました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(3,600円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(3,463円、2,458円及び2,268円)の推移、並びに、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,990円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,894円、1,893円及び2,002円)の推移、を参考にいたしました。更に、公開買付者は、HIS公開買付けにおける公開買付価格(3,100円)、及び、HIS公開買付けの公表日の翌営業日である2019年7月11日から本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日までの東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値単純平均値(3,425円)を参考にいたしました。そして、上記のデューデリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、及び、HIS公開買付価格を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議、交渉を経て、2019年8月16日に本公開買付価格を4,000円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて本公開買付価格を決定することにより、本公開買付価格の公正性担保を図っていることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p> <p>なお、本公開買付価格である4,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値3,600円に対して11.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,463円に対して15.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,458円に対して62.73%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,268円に対して76.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格である4,000円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して101.01%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,894円に対して111.19%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,893円に対して111.30%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,002円に対して99.80%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格4,000円は、本書提出日の前営業日である2019年8月16日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,165円に対して3.96%をディスカウントした金額となります。</p>

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者株式に対し2019年7月10日にHISによるHIS公開買付けが公表された後、Fortressは、同月19日に、対象者が選任したフィナンシャル・アドバイザーを通じて、対象者より、対象者株式を対象とした買収提案を行う可能性について打診を受け、買収提案につき検討を開始しました。</p> <p>その後、Fortressは、対象者が開示している財務情報等の資料等に基づき、対象者の事業、国内外の不動産を中心とする保有資産及び財務の状況等に関するデューデリジェンスを下記に記載の対象者に対する最初の買収提案を行った2019年8月10日までの期間において実施し、対象者の企業価値の分析を進めるとともに、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についても分析を進めるとともに、対象者との間で協議・交渉を行いました。また、かかる分析作業と並行して、Fortressは、対象者との間で、2019年8月10日までの間複数回に亘り、対象者の経営課題、対象者の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略及び諸施策、並びに、公開買付価格を含む本取引の諸条件について協議を行いました。Fortressは、前記分析及び協議を経て、公開買付者を買付主体として対象者に対して正式な買収提案を行うことを決定し、2019年8月10日付けで、対象者に対して、公開買付けを実施した上で、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを内容とする本取引に関する最初の提案を行いました。その後、Fortressは、対象者との間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行い、2019年8月14日、本公開買付価格を4,000円とすること及び本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を行いました。そして、公開買付者は、対象者との間で本取引の実施に向けた最終的な協議を行った結果、2019年8月16日に、本公開買付価格を4,000円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>
-------	---

(訂正後)

株券	普通株式 1株につき 金4,100円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>公開買付者は、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料等に基づき、対象者の事業、国内外の不動産を中心とする保有資産及び財務の状況等に関するデューデリジェンスを行い、対象者の企業価値の分析を進めるとともに、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についても分析を進めてまいりました。また、公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(3,600円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(3,463円、2,458円及び2,268円)の推移、並びに、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値(1,990円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(1,894円、1,893円及び2,002円)の推移、を参考にいたしました。更に、公開買付者は、HIS公開買付けにおける公開買付価格(3,100円)、及び、HIS公開買付けの公表日の翌営業日である2019年7月11日から本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日までの東京証券取引所市場第一部における対象者株式の終値単純平均値(3,425円)を参考にいたしました。そして、上記のデューデリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向、及び、HIS公開買付価格を踏まえ、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、対象者との協議、交渉を経て、2019年8月16日に第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を4,000円と決定いたしました。</p> <p>なお、公開買付者は、対象者の株式価値に関する諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との真摯な協議・交渉の結果等を踏まえて第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を決定することにより、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格の公正性担保を図っていることから、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。</p>

<p>算定の基礎</p>	<p>その後、公開買付者は、2019年8月19日から本公開買付けを開始しましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、対象者に対する公開買付け以外の第三者による買収提案の存在、対象者株式の直近の市場価格、対象者における独立した株式価値算定機関により算定された対象者株式の株式価値等、様々な要因を総合的に考慮(具体的には下記をご参照ください。)として、慎重に検討した結果、2019年11月15日、本公開買付価格を4,000円から4,100円に変更することを決定いたしました。本公開買付価格の変更に際して公開買付者が考慮した内容の概要は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 公開買付者は本公開買付けを成立させたいという意向を引き続き有しており、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況に鑑みれば、より多くの対象者の株主の皆様の本公開買付けに応募していただくためには、本公開買付価格の引き上げが必要であること。 — 公開買付者が本公開買付けの開始に際して行った対象者の企業価値の分析や、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についての分析に変更はないこと。 — 対象者が2019年8月16日に公表した「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」によれば、対象者における独立した株式価値算定機関(株式会社KPMG FAS、ZECO0パートナーズ株式会社及びベネディ・コンサルティング株式会社の3社)がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりであること。 <ul style="list-style-type: none"> 株式会社KPMG FAS : 3,640円-4,537円(中央値 : 4,089円) ZECO0パートナーズ株式会社 : 3,680円-4,420円(中央値 : 4,050円) ベネディ・コンサルティング株式会社 : 3,565円-4,705円(中央値 : 4,135円) (参考 : 3社平均値) : 3,628円-4,554円(中央値 : 4,091円) <p>(注) 上記「サッポロ合同会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(賛同)のお知らせ」には、対象者における独立した株式価値算定機関がディスカунテッド・キャッシュ・フロー法以外の算定手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値も掲載されていますが、当該算定手法に基づく算定結果はいずれも補足又は参考値として位置づけられているにすぎないため、本公開買付価格の変更に際して当該算定手法に基づき算定した対象者株式1株当たりの株式価値は参照しておりません。下記においても同様です。</p> <ul style="list-style-type: none"> — 4,100円は上記の各株式価値算定機関により算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲内であり、かつ、中央値の平均値である4,091円を上回っていること。 — 本書の訂正届出書の提出日の前営業日における対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値は4,950円であるが、主に以下の理由から、対象者株式の市場株価の急激な上昇は単に一時的なものであり、対象者株式の客観的な価値を反映したものではないと考えられること。 <ul style="list-style-type: none"> () 対象者が2019年9月27日及び2019年10月10日に公表した「第三者による当社買収提案に係る検討結果のお知らせ」によれば、本公開買付けの開始以降、対象者に対して、ブラックストーンによる買収提案がなされたとのことであり、さらに、対象者が2019年10月16日に公表した「ブラックストーンによる当社の同意を条件とした当社の株式を対象とする公開買付けの意向の表明に関するお知らせ」によれば、ブラックストーンは、対象者が本対抗買付けに同意すること及びブラックストーンと対象者との間で一定の内容の合意書を締結することを条件として、1株当たり5,000円を公開買付価格として本対抗買付けを開始する意向を有していることを株式会社PR TIMESが運営するウェブサイトに於いて公表したとのことである(但し、本対抗買付けの具体的な開始時期については触れられていません。)。これにより、本対抗買付けの開始には条件が付されており、本対抗買付けを開始することの正式な決定や本対抗買付けの具体的な開始時期について開示されていないにもかかわらず、本対抗買付けがブラックストーンにより開示されたとおりの公開買付価格で実際に行われるのではないかという期待が市場に広がったと思われること。
--------------	---

<p>算定の基礎</p>	<p>(一) 対象者が2019年11月7日に公表した「ブラックストーンによる当社買収提案に係る協議継続のお知らせ」によれば、同日時点において、ブラックストーンは、本対抗買付けに関し対象者の同意を得ておらず、ブラックストーンと対象者との間で合意書の締結に至っていないこと。その後、公開買付者が知る限り、本書の訂正届出書の提出日現在までに、対象者又はブラックストーンにより追加の公表がなされていないことから、ブラックストーンにより設定された本対抗買付けの開始の条件は、本書の訂正届出書の提出日現在までに、いずれも満たされていないこと。</p> <p>(二) 公開買付者が知る限り、本書の訂正届出書の提出日現在、本対抗買付けは開始されておらず、また、ブラックストーン又は対象者から本対抗買付けを開始することの正式な決定や本対抗買付けの具体的な開始時期について開示されていないこと。したがって、公開買付者が知る限り、本対抗買付けが実際に行われるかは依然として不明であると思われること。</p> <p>なお、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格である4,000円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値3,600円に対して11.11%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,463円に対して15.51%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,458円に対して62.73%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,268円に対して76.37%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格である4,000円は、HIS公開買付けの公表日の前営業日である2019年7月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値1,990円に対して101.01%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値1,894円に対して111.19%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値1,893円に対して111.30%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,002円に対して99.80%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格4,000円は、本書提出日の前営業日である2019年8月16日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,165円に対して3.96%をディスカウントした金額となります。</p> <p>一方、第6回買付条件等変更後の本公開買付価格4,100円は、公開買付者による本公開買付けの公表日の前営業日である2019年8月15日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値3,600円に対して13.89%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値3,463円に対して18.39%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値2,458円に対して66.80%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値2,268円に対して80.78%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、第6回買付条件等変更後の本公開買付価格4,100円は、本書提出日の前営業日である2019年8月16日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,165円に対して1.56%をディスカウントした金額となり、本書の訂正届出書の提出日の前営業日である2019年11月14日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における終値4,950円に対して17.17%をディスカウントした金額となります。</p> <p>なお、公開買付者は、第6回買付条件等変更の決定にあたり、新たに対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しておりません。</p>
--------------	--

算定の経緯	<p>(本公開買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者株式に対し2019年7月10日にHISによるHIS公開買付けが公表された後、Fortressは、同月19日に、対象者が選任したフィナンシャル・アドバイザーを通じて、対象者より、対象者株式を対象とした買収提案を行う可能性について打診を受け、買収提案につき検討を開始しました。</p> <p>その後、Fortressは、対象者が開示している財務情報等の資料等に基づき、対象者の事業、国内外の不動産を中心とする保有資産及び財務の状況等に関するデューデリジェンスを下記に記載の対象者に対する最初の買収提案を行った2019年8月10日までの期間において実施し、対象者の企業価値の分析を進めるとともに、Fortressと対象者との間における事業面での協働の可否及び協働した場合の経済的な効果等についても分析を進めるとともに、対象者との間で協議・交渉を行いました。また、かかる分析作業と並行して、Fortressは、対象者との間で、2019年8月10日までの間複数回に亘り、対象者の経営課題、対象者の企業価値向上を目的とした中長期的な成長戦略及び諸施策、並びに、公開買付価格を含む本取引の諸条件について協議を行いました。Fortressは、前記分析及び協議を経て、公開買付者を買付主体として対象者に対して正式な買収提案を行うことを決定し、2019年8月10日付けで、対象者に対して、公開買付けを実施した上で、対象者株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを内容とする本取引に関する最初の提案を行いました。その後、Fortressは、対象者との間で、Fortressの提案内容について更なる協議及び交渉を行い、2019年8月14日、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を4,000円とすること及び本覚書を締結することの確定的かつ最終的な提案を行いました。そして、公開買付者は、対象者との間で本取引の実施に向けた最終的な協議を行った結果、2019年8月16日に、第6回買付条件等変更前の本公開買付価格を4,000円として、本公開買付けを開始することを決定いたしました。</p> <p>その後、公開買付者は、2019年8月19日から本公開買付けを開始しましたが、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況、対象者に対する公開買付者以外の第三者による買収提案の存在、対象者株式の直近の市場価格、対象者における独立した株式価値算定機関により算定された対象者株式の株式価値等、様々な要因を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2019年11月15日、本公開買付価格を4,000円から4,100円に変更することを決定いたしました。</p> <p style="text-align: right;">< 後略 ></p>
-------	---

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	136,881,180,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	560,000,000
その他(c)	26,000,000
合計(a)+(b)+(c)	137,467,180,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(34,220,295株)に、本公開買付価格(4,000円)を乗じた金額を記載しています。

< 後略 >

(注4) FJOF IV (Yen A) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen A) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen A) L.P.(以下「FJOF IV (Yen A)ファンド」といいます。)から7,966,503,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年8月16日付で取得しております。FJOF IV (Yen B) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen B) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen B) L.P.(以下「FJOF IV (Yen B)ファンド」といいます。)から8,256,003,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年8月16日付で取得しております。FJOF IV (Yen C) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen C) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen C) L.P.(以下「FJOF IV (Yen C)ファンド」といいます。)から3,306,003,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年8月16日付で取得しております。FJOF IV (Dollar) Holdingsファンドは、FJOF IV (Dollar) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar A) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar A)ファンド」といいます。)及びFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar B) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar B)ファンド」といいます。)から、それぞれ10,822,492,380円及び14,945,346,620円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年8月16日付で取得しております。FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンドは、FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar C) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar C)ファンド」といいます。)から2,041,370,580円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年8月16日付で取得しております。

< 中略 >

(注6) FRO III UB Securitiesファンドは、FRO III UB Securitiesファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Real Estate Opportunities Fund III (A) L.P.(以下「FRO III (A) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (G) LP (以下「FRO III (G) ファンド」といいます。)及びFRO III UB Holdings Ltd.(以下「FRO III UB Holdings」といいます。)から、それぞれ22,955,685,165円、3,187,649,250円及び23,688,923,985円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年8月16日付で取得しております。

(注7) FRO III UB Holdingsは、FRO III UB Holdings に対して資金を拠出する予定のFRO III BCEF Holdings LLC (以下「FRO III BCEF Holdings」といいます。)から、23,688,923,985円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年8月16日付で取得しております。

(注8) FRO III BCEF Holdingsは、FRO III BCEF Holdingsに対して資金を拠出する予定のFortress Real Estate Opportunities Fund III (B) LP(以下「FRO III (B) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (C) L.P.(以下「FRO III (C) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (E) L.P.(以下「FRO III (E) ファンド」といいます。)及びFortress Real Estate Opportunities Fund III (F) LP(以下「FRO III (F) ファンド」といいます。)から、それぞれ4,061,748,780円、10,862,332,155円、3,192,418,800円及び5,572,424,250円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年8月16日付で取得しております。

< 中略 >

(注10) FRO III SMAファンドは、FRO III SMAファンドに対して資金を拠出する予定のFRO MA I L.P.(以下「FRO MA I ファンド」といいます。)から、7,261,639,875円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年8月16日付で取得しております。

(注11) FRO MA Iファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。FRO MA Iファンドに対する出資コミットメントは、主としてFRO MA Iファンドのリミテッド・パートナーである公的年金基金(以下「FRO MA IファンドLP」といいます。)によって行われています。FRO MA IファンドLPは、一定額を上限として、FRO MA Iファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を、以下「FRO MA IファンドLPコミットメント金額」といいます。)、投資期間内に、FRO MA Iファンドのジェネラル・パートナー(以下「FRO MA IファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、FRO MA IファンドLPは、FRO MA IファンドGPにより書面にて合意された特定の投資家に関する規制が適用される場合又は出資を行うことが適用法令若しくは規制に違反する可能性がある場合等一定の限定された場合を除き、自らのFRO MA IファンドLPコミットメント金額の未出資残高の範囲内で、FRO MA Iファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。公開買付者は、FRO MA Iファンドが自らの出資金額の払い込みを行うに足る十分なコミットメント金額を有していることを、FRO MA Iファンドの財務諸表等により確認しております。

(注12) FCOF V UB Investmentsファンドは、FCOF V UB Investmentsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Credit Opportunities Fund V (A) L.P.(以下「FCOF V (A) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (B) L.P.(以下「FCOF V (B) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (C) L.P.(以下「FCOF V (C) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (D) L.P.(以下「FCOF V (D) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (E) LP(以下「FCOF V (E) ファンド」といいます。)及びFortress Credit Opportunities Fund V (G) L.P.(以下「FCOF V (G) ファンド」といいます。)から、それぞれ11,159,382,653円、2,721,800,647円、2,574,884,557円、295,256,110円、470,441,401円及び15,846,617,778円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年8月16日付で取得しております。

(注13) FCOF V (A) ファンド、FCOF V (B) ファンド、FCOF V (C) ファンド、FCOF V (D) ファンド及びFCOF V (G) ファンドは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。また、FCOF V (E) ファンドは、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。FCOF V (A) ファンド、FCOF V (B) ファンド、FCOF V (C) ファンド、FCOF V (D) ファンド、FCOF V (E) ファンド及びFCOF V (G) ファンド(以下総称して「FCOF Vファンド」といいます。)に対する出資コミットメントは、主としてFCOF Vファンドのリミテッド・パートナーである政府系投資機関、公的年金基金及び私的年金基金等の機関投資家(以下「FCOF VファンドLP」といいます。)によって行われています。各FCOF VファンドLPは、それぞれ一定額を上限として、FCOF Vファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を、以下「FCOF VファンドLPコミットメント金額」といいます。)、投資期間内に、各FCOF Vファンドのジェネラル・パートナー(以下「FCOF VファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各FCOF VファンドLPは、FCOF VファンドGPにより書面にて合意された特定の投資家に関する規制が適用される場合又は出資を行うことが適用法令若しくは規制に違反する可能性がある場合等一定の限定された場合を除き、それぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の割合に応じて、自らのFCOF VファンドLPコミットメント金額の未出資残高の範囲内で、FCOF Vファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部のFCOF VファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のFCOF VファンドLPは、その出資義務を免れるものではなく、FCOF VファンドGPは、一定の範囲において、当該不履行によって生じた不足分について、他のFCOF VファンドLPがそれぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の割合に応じた額をそれぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の未出資残高の範囲内で追加出資するよう義務付けることにより当該不足分に充てることができ、これにより各FCOF V ファンドは当該FCOF Vファンドから対応するFCOF V UB Investmentsファンドに対する出資のために必要な資金を調達することができます。公開買付者は、FRO Vファンドのそれぞれが自らの出資金額の払い込みを行うに足る十分なコミットメント金額を有していることを、各FRO Vファンドの財務諸表等により確認しております。

(訂正後)

内容	金額(千円)
FJOF IV QII 2 L.P.による匿名組合出資	48,046,133
FRO III UB Securities L.P. による匿名組合出資	51,101,690
FCOF V UB Investments L.P. による匿名組合出資	42,852,176
計(d)	142,000,000

< 中略 >

(注2) 公開買付者は、匿名組合出資の裏付けとして、FJOF IV QII 2 L.P.(以下「FJOF IV QII 2ファンド」といいます。)、FRO III UB Securities L.P.(以下「FRO III UB Securitiesファンド」といいます。))及びFCOF V UB Investments L.P.(以下「FCOF V UB Investmentsファンド」といいます。))から、それぞれ48,046,133,202円、51,101,690,400円及び42,852,176,398円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

(注3) FJOF IV QII 2ファンドは、FJOF IV QII 2ファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen A) Holdings L.P.(以下「FJOF IV (Yen A) Holdingsファンド」といいます。)、Fortress Japan Opportunity Fund IV (Yen B) Holdings L.P.(以下「FJOF IV (Yen B) Holdingsファンド」といいます。)、Fortress Japan Opportunity Fund IV (Yen C) Holdings L.P.(以下「FJOF IV (Yen C) Holdingsファンド」といいます。)、Fortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar) Holdings L.P.(以下「FJOF IV (Dollar) Holdingsファンド」といいます。))及びFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar C) Holdings L.P.(以下「FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンド」といいます。))から、それぞれ7,966,503,000円、8,256,003,000円、3,306,003,000円、26,424,251,541円及び2,093,372,661円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

(注4) FJOF IV (Yen A) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen A) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定の Fortress Japan Opportunity Fund IV (Yen A) L.P.(以下「FJOF IV (Yen A)ファンド」といいます。)から7,966,503,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年11月15日付で取得しております。FJOF IV (Yen B) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen B) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen B) L.P.(以下「FJOF IV (Yen B)ファンド」といいます。)から8,256,003,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年11月15日付で取得しております。FJOF IV (Yen C) Holdingsファンドは、FJOF IV (Yen C) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Yen C) L.P.(以下「FJOF IV (Yen C)ファンド」といいます。)から3,306,003,000円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年11月15日付で取得しております。FJOF IV (Dollar) Holdingsファンドは、FJOF IV (Dollar) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar A) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar A)ファンド」といいます。)及びFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar B) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar B)ファンド」といいます。)から、それぞれ11,098,185,647円及び15,326,065,894円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年11月15日付で取得しております。FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンドは、FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンドに対して資金を拠出する予定のFortress Japan Opportunity Fund IV (Dollar C) L.P.(以下「FJOF IV (Dollar C)ファンド」といいます。)から2,093,372,661円を限度として資金提供を行う用意がある旨の証明書を2019年11月15日付で取得しております。

< 中略 >

(注6) FRO III UB Securitiesファンドは、FRO III UB Securitiesファンドに対して資金を拠出する予定の Fortress Real Estate Opportunities Fund III (A) L.P.(以下「FRO III (A) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (G) LP (以下「FRO III (G) ファンド」といいます。)及びFRO III UB Holdings Ltd.(以下「FRO III UB Holdings」といいます。)から、それぞれ23,540,460,615円、3,268,851,750円及び24,292,378,035円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

(注7) FRO III UB Holdingsは、FRO III UB Holdings に対して資金を拠出する予定のFRO III BCEF Holdings LLC (以下「FRO III BCEF Holdings」といいます。)から、24,292,378,035円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

(注8) FRO III BCEF Holdingsは、FRO III BCEF Holdingsに対して資金を拠出する予定のFortress Real Estate Opportunities Fund III (B) LP(以下「FRO III (B) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (C) L.P.(以下「FRO III (C) ファンド」といいます。)、Fortress Real Estate Opportunities Fund III (E) L.P.(以下「FRO III (E) ファンド」といいます。)及びFortress Real Estate Opportunities Fund III (F) LP(以下「FRO III (F) ファンド」といいます。)から、それぞれ4,165,218,180円、11,139,040,305円、3,273,742,800円及び5,714,376,750円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

< 中略 >

(注10) FCOF V UB Investmentsファンドは、FCOF V UB Investmentsファンドに対して資金を拠出する予定の Fortress Credit Opportunities Fund V (A) L.P.(以下「FCOF V (A) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (B) L.P.(以下「FCOF V (B) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (C) L.P.(以下「FCOF V (C) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (D) L.P.(以下「FCOF V (D) ファンド」といいます。)、Fortress Credit Opportunities Fund V (E) LP(以下「FCOF V (E) ファンド」といいます。)及びFortress Credit Opportunities Fund V (G) L.P.(以下「FCOF V (G) ファンド」といいます。)から、それぞれ14,461,058,826円、3,527,087,518円、3,336,704,029円、382,612,202円、609,628,775円及び20,535,085,048円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2019年11月15日付で取得しております。

(注11) FCOF V (A) ファンド、FCOF V (B) ファンド、FCOF V (C) ファンド、FCOF V (D) ファンド及びFCOF V (G) ファンドは、いずれもケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。また、FCOF V (E) ファンドは、デラウェア州法に基づき設立されたリミテッド・パートナーシップです。FCOF V (A) ファンド、FCOF V (B) ファンド、FCOF V (C) ファンド、FCOF V (D) ファンド、FCOF V (E) ファンド及びFCOF V (G) ファンド(以下総称して「FCOF Vファンド」といいます。)に対する出資コミットメントは、主としてFCOF Vファンドのリミテッド・パートナーである政府系投資機関、公的年金基金及び私的年金基金等の機関投資家(以下「FCOF VファンドLP」といいます。)によって行われています。各FCOF VファンドLPは、それぞれ一定額を上限として、FCOF Vファンドに金銭出資を行うことを約束しており(当該上限額を、以下「FCOF VファンドLPコミットメント金額」といいます。)、投資期間内に、各FCOF Vファンドのジェネラル・パートナー(以下「FCOF VファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各FCOF VファンドLPは、FCOF VファンドGPにより書面にて合意された特定の投資家に関する規制が適用される場合又は出資を行うことが適用法令若しくは規制に違反する可能性がある場合等一定の限定された場合を除き、それぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の割合に応じて、自らのFCOF VファンドLPコミットメント金額の未出資残高の範囲内で、FCOF Vファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられています。また、一部のFCOF VファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のFCOF VファンドLPは、その出資義務を免れるものではなく、FCOF VファンドGPは、一定の範囲において、当該不履行によって生じた不足分について、他のFCOF VファンドLPがそれぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の割合に応じた額をそれぞれのFCOF VファンドLPコミットメント金額の未出資残高の範囲内で追加出資するよう義務付けることにより当該不足分に充てることができ、これにより各FCOF V ファンドは当該FCOF Vファンドから対応するFCOF V UB Investmentsファンドに対する出資のために必要な資金を調達することができます。公開買付者は、FRO Vファンドのそれぞれが自らの出資金額の払い込みを行うに足る十分なコミットメント金額を有していることを、各FRO Vファンドの財務諸表等により確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

137,500,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

142,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2019年11月22日(金曜日)

(訂正後)

2019年12月6日(金曜日)

公開買付届出書の添付書類

1. 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、2019年11月15日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

2. 出資証明書

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い、公開買付者が取得した各出資証明書に変更がありましたので、FJOF IV QII 2ファンド、FRO III UB Securitiesファンド、FCOF V UB Investmentsファンド、FJOF IV (Yen A) Holdingsファンド、FJOF IV (Yen B) Holdingsファンド、FJOF IV (Yen C) Holdingsファンド、FJOF IV (Dollar) Holdingsファンド、FJOF IV (Dollar C) Holdingsファンド、FJOF IV (Yen A)ファンド、FJOF IV (Yen B)ファンド、FJOF IV (Yen C)ファンド、FJOF IV (Dollar A)ファンド、FJOF IV (Dollar B)ファンド、FJOF IV (Dollar C)ファンド、FRO III (A) ファンド、FRO III (G) ファンド、FRO III UB Holdings、FRO III BCEF Holdings、FRO III (B) ファンド、FRO III (C) ファンド、FRO III (E) ファンド、FRO III (F) ファンド、FCOF V (A) ファンド、FCOF V (B) ファンド、FCOF V (C) ファンド、FCOF V (D) ファンド、FCOF V (E) ファンド及びFCOF V (G) ファンドによる各出資証明書を差し替えるものいたします。